

公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会  
第21回理事会議事録

1. 開催日時：平成29年7月24日（月）午後3時00分
2. 開催場所：東京都港区虎ノ門一丁目23番1号虎ノ門ヒルズ森タワー会議室
3. 出席者数：理事総数 34名 出席理事数 29名  
監事総数 2名 出席監事数 1名
4. 出席者氏名：理事 森 喜朗、武藤 敏郎、布村 幸彦、竹田 恆和、河野 一郎、  
山脇 康、佐藤 広、橋本 聖子、荒木田 裕子、米村 敏朗、  
谷本 歩実、田中 理恵、成田 真由美、横川 浩、  
ヨーコ ゼッターランド、川井 しげお、高島 なおき、河野 雅治、  
麻生 泰、秋元 康、蜷川 実花、高橋 治之、萩生田 光一、  
平岡 英介、津賀 一宏、塩見 清仁、泉 正文、遠藤 利明、王 貞治  
監事 黒川 光隆

5. 議事の経過の概要及び議決の結果

上記のとおり定足数の出席があったので、定刻、定款第33条の規定に基づき代表理事（会長）森喜朗氏が議長席に着き開会を宣し、挨拶をした後、本理事会の進行役として理事武藤敏郎氏を指名し、武藤敏郎氏はそれを承諾した。

その後、進行役は、議事の審議に先立ち、本年7月19日付で、当法人の理事河野博文氏から辞任の申出があった旨報告し、後任は定款等の定めに従い選任する旨報告した。

その後、進行役は、直ちに下記議事の審議及び報告事項の報告に入った。

なお、進行役は、監事武市敬氏は、やむを得ない理由により、本理事会を欠席する旨議場に報告した。

[決議事項]

第1号議案 開会式・閉会式について

議長の指示により進行役が指名し、事務局は、まず、開会式・閉会式の制作業務等委託について、立候補ファイル時に提示した予算額が高額であるため本理事会で諮りたい旨説明した。なお、今後決定する具体的な演出の規模によっては立候補ファイル時の予算額より増額する可能性がある旨説明した。

次に、別紙資料1記載のとおり、開閉会式の企画・運営・実施を委託できる制作会社を、国内外の企業を対象として、プロポーザル方式により年内に選定する旨説明した。

次に、開閉会式の実施体制を説明し、演出内容や制作内容の決定権が当法人にある旨説明した。

次に、参加資格、公募開始から契約締結までの流れ及び契約方法について説明した。

続いて、開会式・閉会式に関する基本コンセプトについて、本年5月下旬から現在までに、約850人から頂いた意見及び当法人の理事、監事から頂いた意見を踏まえて中間報告としてまとめ、第2回東京2020有識者懇談会後に公表した旨報告した。

また、別紙資料1-2及び1-3記載のとおり、東京2020大会開会式・閉会式に関する基本コンセプト中間報告の構成及びその内容を報告した。今後は、本年中を目途に最終報告をする予定である旨併せて報告した。

その後議長が、別紙資料1記載の要領で、開閉会式の企画・運営・実施を制作会社へ業務委託することにつき議場に諮ったところ、満場一致の議決をもって原案どおり承認可決された。

#### 第2号議案 オリンピック聖火リレーについて

議長の指示により進行役が指名し、事務局は、別紙資料2記載のとおり、聖火リレーに関する今後のスケジュール予定を説明した。

次に、聖火リレー実施運営業務等の委託について、プロポーザル方式により本年9月頃までに選定する旨説明し、主な委託内容を説明した。また、オリンピック聖火リレーを100日と想定した場合の近年の過去大会での運営予算の額も併せて報告した。

次に、審査方法、契約方法及び契約締結までの今後のスケジュールを説明した。

続いて、プロジェクトに資料を表示し、オリンピック聖火リレーのコンセプトについて、「スローガン」及び「ステートメント」から構成されている旨説明した。また、スローガンについては、第1案で決定したが、今後、IOCとの交渉、類似の商標等により断念せざるを得なくなった場合は第2案で調整する旨説明した。なお、本日承認を得られた後、スローガンについて商標登録等の手続を行うとともに、本コンセプトを本年8月にIOCへ提出する旨報告した。

続いて、聖火リレーで用いるトーチの調達について、別紙資料2記載のとおり、本年秋より、デザインビルド方式によるコンペを実施し、製造事業者を選定する旨説明した。なお、トーチの調達については、次回理事会に改めて付議する予定である旨報告した。

その後議長が、別紙資料2記載の要領で、聖火リレーの実施運営業務等を委託すること、及びオリンピック聖火リレーのコンセプトにつき議場に諮ったところ、満場一致の議決をもって原案どおり承認可決された。

#### 第3号議案 「パラリンピック統括室」の設置に伴う事務局規程の改正等及び会計監査人の設置に伴う必要な評議員への提案等について

議長の指示により進行役が指名し、事務局は、別紙資料3-1記載のとおり、まず、事項1について、「パラリンピック統括室」を設置する目的を説明し、それに伴い事務局規程を改正したい旨及びその施行日を説明した。

次に、事項2について、本年4月からチーフ・セキュリティ・オフィサー(CSO)が常勤化したことに伴い、危機管理基本規程を改正したい旨及びその施行日を説明した。

次に、事項3-1について、本年6月12日開催の理事会で監事から説明があった通り、法令により、当法人に会計監査人を設置する必要がある旨説明し、別紙資料3-2記載のとおり、当法人の監事により決定された候補者を会計監査人として選任すべく、評議員へ提案したい旨説明した。

次に、事項3-2及び3-3について、会計監査人の選任に伴い、定款、評議員会運営規程、監事監査規程及び会計処理規程を改正したい旨説明し、別紙資料3-1記載のとおり、定款及び各規程の改正内容の概要を説明した。なお、定款及び各規程の改正案及び新旧対照表は別紙資料16記載のとおりである旨報告した。また、事項3-2は、評議員会の決議が必要であるため、評議員へ提案したい旨説明した。事項3-3は、定款の改正に伴うものであるため、定款の改正が評議員会で承認されることを本各規程改正の条件とする旨説明した。

その後議長が、別紙資料3-1記載のとおり、事務局規程及び危機管理基本規程を改正すること、監事により決定された会計監査人候補者の選任及び定款の変更につき評議員へ提案すること、定款変更が評議員会で承認されることを条件として監事監査規程及び会計処理規程を改正することにつき議場に諮ったところ、それぞれ満場一致の議決をもって原案通り承認可決された。

## 〔報告事項〕

### 1. 選手村について

議長の指示により進行役が指名し、事務局は、選手村の主要施設である宿泊棟及び商業棟は、共に再開発事業の特定建築者制度の仕組みにより建設され、東京2020大会においては、大会仕様に整備した上で選手村として使用し、大会後は、民間業者がレガシーとして整備を行うものである旨報告した。

次に、本年6月12日付理事会における決議に基づき、別紙資料4記載のとおり、基本協定、設計協定（その2）、施工及び工事管理基本協定の計3本の協定を締結した旨報告した。

続いて、基本協定は従前から変更ない旨報告した上で、設計協定（その2）、施工及び工事管理基本協定の内容を説明した。なお、施工及び工事管理基本協定は、今後詳細設計の進捗と併せて工事内容の精査及びコスト縮減に努め、年内を目途に「施工及び工事管理実施協定」として改めて締結する予定である旨報告した。

### 2. 寄付について

議長の指示により進行役が指名し、事務局は、東京大会開催のための寄付募集について、寄付者が税制上の優遇を受けるための財務大臣の指定を本日付で受け、官報にも掲載された旨報告した。

また、別紙資料5には反映できていないものの、当法人に対する寄付が褒章制度の対象となり、個人で500万円、法人で1000万円以上の寄付をした場合、紺綬褒章の対象となる旨の内閣府からの認定を受けた旨報告した。なお、本年7月31日に当法人のホームページに寄付募集のサイトを掲載し、その日以降に受入れを開始する旨報告した。

### 3. 選手村ビレッジプラザにおける使用木材の公募実施について

議長の指示により進行役が指名し、事務局は、別紙資料6記載のとおり、ビレッジプラザの設計にあたり求められている与条件を説明した。

次に、木材を使用することの意義及び使用木材の後利用スキームを報告した。

続いて、公募の概要として、事業名、応募資格、募集数、公募種別及び協力地方公共団体の主な特典を報告した。

その後、今後の全体のスケジュールを報告した。

### 4. その他について

#### ①東京2020フェスティバル（仮称）検討の開始について

議長の指示により進行役が指名し、事務局は、まず、東京2020フェスティバル（仮称）の検討の背景を報告し、ロンドン2012大会のフェスティバルの概要を報告した。

東京大会においても、大会の成功に向けてこのようなフェスティバルを展開したい旨述べ、東京2020フェスティバル（仮称）の概要及び事業体系を報告した。

また、今後の検討体制を報告した後、文化・教育委員会メンバーも併せて報告した。

#### ②都市鉱山から作る！みんなのメダルプロジェクトについて

議長の指示により進行役が指名し、事務局は、別紙資料8記載のとおり、「都市鉱山から作る！みんなのメダルプロジェクト」の本年4月から本日までの進捗状況について、本プロジェクトの現状として、その参画自治体数、回収開始自治体数及び回収状況を報告した。

次に、本プロジェクトの共催機関による取組み及び当法人の取組みをそれぞれ報告した。

#### ③TSP（Ticketing System & Service Provider）選定について

議長の指示により進行役が指名し、事務局は、別紙資料9記載のとおり、チケットングシステムアンドサービスプロバイダー（以下「TSP」という。）の選定について、その目的、TSPの選定にあたって求める必須提案及び任意提案を報告した。また、入札方式及び契約期間も報告した。

次に、選定のスケジュールを報告した後、参加資格の条件を報告した。

#### ④第4回IOC調整委員会会議及びIOC理事会について

議長の指示により進行役が指名し、事務局は、別紙資料10記載のとおり、本年6月28日から30日まで、当法人の虎ノ門オフィスにて第4回IOC調整委員会会議が開催された旨報告し、その出席者及び会議の概要を報告した。また、コート委員長からのコメントも併せて報告した。

続いて、本年7月10日にローザンヌで開催されたIOC理事会にテレビ会議システムを使用して東京から出席した旨報告し、当該理事会で報告した事項及びサッカーの追加会場を提案し、承認を得た旨報告した。また、バッハ会長及びコート副会長から高い評価を得た旨併せて報告した。

#### ⑤共同実施事業管理委員会（仮称）について

議長の指示により進行役が指名し、事務局は、別紙資料11記載のとおり、共同実施事業管理委員会（仮称）について、本年5月31日付で、本管理委員会を設置するとともに、当法人で一元的に執行するための経理処理として、当法人の中に共同実施事業特別勘定を設置することが合意された旨報告した。なお、現在、本管理委員会の早期の発足を目指し、東京都、国、当法人の三者で協議している旨報告した。

また、本管理委員会の開催事務や関係者との調整業務、負担金等の受入れと区分経理業務を行うため、本年8月1日付で、当法人内に共同実施事業管理部を新設する旨報告した。

なお、議長の指示により進行役は、本日配布した別紙資料12及び13の内容については、本資料の配布をもって報告したものとする旨報告した。

上記報告事項の報告が全て終了した後、議長の指示により進行役は、意見交換に入った。

#### 〔意見交換〕

1. 開会式・閉会式基本コンセプトの中間報告について  
（内容については〔決議事項〕第1号議案で説明済み）
2. オリンピック聖火リレーについて  
（内容については〔決議事項〕第2号議案で説明済み）

#### 3. 2020年に向けた機運醸成について

議長の指示により進行役が指名し、まず、当法人の理事秋元康氏及び蜷川実花氏が、「ONE TEAM PROJECT」についてそれぞれ説明をした。

続いて、議長の指示により進行役が指名し、事務局は、別紙資料14記載のとおり、「ONE TEAM PROJECT」の主旨、目的及び概要を説明した。

また、第一弾として制作した動画コンテンツについて、掲載イメージを紹介した後、プロジェクターに動画コンテンツを投影した。

次に、夏祭りについて、まず、本理事会前に、「東京五輪音頭2020」の歌手等を発表した旨報告した。

次に、別紙資料15記載のとおり、「東京五輪音頭2020」について、1964年に流行した「東京

五輪音頭」をアレンジして制作した旨報告し、そのアレンジのポイントを報告した。また、本楽曲の詳細についても報告した。

次に、本年7月3日より法被・うちわを、同7月14日より浴衣を、それぞれ東京2020オフィシャルオンラインショップ他にて一般販売を開始した旨報告した。また、うちわの申込み状況についても併せて報告した。

最後に、応援プログラムについて、東京2020大会の三年前の夏を盛り上げるため、「3 year s t o G o !」の文字が入った参画プログラムのマークを開発するとともに、全国で行われる夏祭りを東京2020応援プログラムとして認証する取組を行っている旨報告した。

その後議長が、意見交換項目1から3に関する意見を一括して求めたところ、理事からは、アスリートが機運醸成イベントに参加しやすい仕組みを検討することの必要性や、開会式・閉会式の実施にあたってグローバルな視点を持つことの重要性等について意見が述べられた。

以上をもって本理事会における全議案の審議を終了したので、議長が挨拶をした後、午後5時閉会を宣した。

上記議事の経過の要領及びその結果を記載し、本議事録を作成し、一般法人法第197条により準用する同法第95条第3項及び定款第36条第2項の規定に基づき、出席した代表理事（会長）及び監事が以下に署名又は記名押印する。

平成29年7月24日

公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会